

令和4年度 発達障がいに関する実態調査の結果について

義務教育課
高校教育課
特別支援教育課
心の支援課

1 調査目的

県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における発達障がいのある児童・生徒に関する実態を把握して、今後の各学校における特別支援教育推進のための基礎資料とする。

2 調査方法

調査用紙を各学校に配布し、各項目について、医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関の判定を受けている児童生徒数（高等学校にあつては医師の診断のある生徒数）を調査した。

3 調査時期

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校 令和4年（2022年）9月
（令和4年8月31日現在）

4 調査対象

(1) 長野県公立小・中・義務教育学校児童生徒

小学生	99,341人
中学生	52,031人
合計	151,372人

(2) 長野県公立高等学校生徒

全日制	39,632人
定時制	1,610人
通信制	1,652人
合計	42,894人

(参 考)

調査結果における「対全体比」の母数については、毎年5月に実施している学校基本調査の数値を使用した。

5 小・中学校における発達障がいに関する実態調査の結果について(令和4年8月31日現在)

(1) LD (学習障害) (単位:人)

年 度	小学校	中学校	合 計	対全体比
平成15年度	81	33	114	0.06%
令和元年度	205	181	386	0.24%
2年度	177	208	385	0.25%
3年度	193	202	395	0.26%
4年度	173	186	359	0.24%

(2) ADHD (注意欠陥多動性障害) (単位:人)

年 度	小学校	中学校	合 計	対全体比
平成15年度	359	104	463	0.24%
令和元年度	1,056	672	1,728	1.09%
2年度	987	734	1,721	1.10%
3年度	943	702	1,645	1.07%
4年度	855	653	1,508	1.00%

(3) ASD (自閉症スペクトラム障害) (単位:人)

年 度	小学校	中学校	合 計	対全体比
平成15年度	217	39	256	0.13%
令和元年度	2,953	1,398	4,351	2.74%
2年度	2,940	1,501	4,441	2.84%
3年度	3,078	1,551	4,629	3.00%
4年度	3,166	1,599	4,765	3.14%

※自閉症スペクトラム障害には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む。

(4) その他 (複数の発達障がい、ODD (反抗挑戦性障害)) (単位:人)

年 度	小学校	中学校	合 計	対全体比
平成15年度	3	0	3	0.00%
令和元年度	1,368	572	1,940	1.22%
2年度	1,679	728	2,407	1.54%
3年度	1,790	973	2,763	1.79%
4年度	1,989	1,165	3,154	2.08%

※平成28年度から複数の発達障がいの診断・判定を受けている児童・生徒数の調査を新たに加えた。

(5) 合 計 (単位:人)

年 度	小学校	中学校	合 計	対全体比
平成15年度	660	176	836	0.43%
令和元年度	5,582	2,823	8,405	5.29%
2年度	5,783	3,171	8,954	5.73%
3年度	6,004	3,428	9,432	6.12%
4年度	6,183	3,603	9,786	6.46%

(6) 診断・判定を受けている児童生徒の在籍学級 (単位:人)

	小学校	中学校	合 計
合計	6,183	3,603	9,786
通常学級	2,346 (37.9%)	1,439 (39.9%)	3,785 (38.7%)
特別支援学級	3,837 (62.1%)	2,164 (60.1%)	6,001 (61.3%)

- 小・中・義務教育学校全体における発達障がいの診断・判定を受けている児童生徒の割合は6.46%となっており、平成15年度の調査開始から毎年増加している。
- ASDや複数の発達障がい等の診断を受けている児童生徒の増加率が高い。

6 高等学校における発達障がいに関する実態調査の結果について(令和4年8月31日現在)

(1) 医師の診断のある生徒

① LD(学習障害) (単位:人)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
平成19年度	12	7	—	19	0.04%
令和元年度	69	16	0	85	0.18%
2年度	80	16	0	96	0.21%
3年度	92	13	2	107	0.24%
4年度	82	13	4	99	0.23%

② ADHD(注意欠陥多動性障害) (単位:人)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
平成19年度	59	11	—	70	0.14%
令和元年度	269	50	2	321	0.68%
2年度	295	45	5	345	0.76%
3年度	292	43	12	347	0.79%
4年度	302	51	7	360	0.84%

③ ASD(自閉症スペクトラム障害) (単位:人)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
平成19年度	63	24	—	87	0.17%
令和元年度	415	129	19	563	1.20%
2年度	428	119	24	571	1.25%
3年度	448	113	29	590	1.34%
4年度	439	120	30	589	1.37%

※自閉症スペクトラム障害には、広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む。

④ その他(複数の発達障がい、ODD(反抗挑戦性障害)等) (単位:人)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
平成19年度	4	4	—	8	0.02%
令和元年度	270	191	51	512	1.09%
2年度	308	161	64	533	1.17%
3年度	368	166	68	602	1.37%
4年度	446	188	93	727	1.70%

⑤ 合計 (単位:人)

年度	全日制	定時制	通信制	合計	対全体比
平成19年度	138	46	—	184	0.36%
令和元年度	1,023	386	72	1,481	3.15%
2年度	1,111	341	93	1,545	3.39%
3年度	1,200	335	111	1,646	3.74%
4年度	1,269	372	134	1,775	4.14%

⑥ 医師の診断を受けている生徒が在籍する学校数 (単位:校)

年度	全日制(全学校数)	定時制(全学校数)	通信制(全学校数)
平成19年度	58(93)	15(22)	—
令和元年度	79(79)	17(18)	2(2)
2年度	78(79)	18(18)	3(3)
3年度	78(78)	18(18)	3(3)
4年度	78(78)	18(18)	3(3)

※令和2年度より長野西望月サテライト校(通信制)を1校としてカウント。

(2) スクリーニングにより、特別な支援が必要と思われる生徒数

(単位：人)

年度	全日制	定時制	合計	対全体比
平成 19 年度	264	83	347	0.67%
令和元年度	1,034	236	1,270	2.79%
2 年度	1,051	221	1,272	2.90%
3 年度	1,025	217	1,242	2.93%
4 年度	1,152	212	1,364	3.31%

※スクリーニングとは、チェックシート等を用いて生徒の行動等を観察するもの。

※通信制については、課程の特性により調査の対象外とした。

- 高校における医師による発達障がい等の診断を受けている生徒の割合は 4.14%となっており、平成 19 年度の調査開始から毎年増加している。
- 複数の発達障がい等の診断を受けている生徒の増加率が高い。
- すべての高校に、発達障がい等の診断のある生徒が在籍している。

LDのあるお子さんに対する支援 『早めの気づき適切な学び No.2』 「高校入試における合理的配慮の申請フロー」について

次世代サポート課
特別支援教育課

啓発リーフレットの作成の経緯

- 令和2年度にLDのあるお子さんに対する支援『早めの気づき適切な学び』を作成した。これは、読み書きに困難さのあるLDの子どもたちが、誰一人見逃されることなく、適切な支援や配慮を受けられるようにするためのもので、小学校段階から高校段階までの「理想の支援フロー」を例示しており、関係者に活用いただくよう配布した。
- 令和4年3月には、「理想の支援フロー」の中でも特に関心の高い高校入試における合理的配慮の提供の在り方に視点をあて、申請のフローを整理した『早めの気づき適切な学び No.2』を作成した。これにより、お子さん、保護者、担任が不安に思う「高校入試における合理的配慮の申請」に対する理解が深まり、LDのあるお子さんが安心して受検や高校生活に臨める環境が整うことを目指している。

周知と今後の活用

【小中高校及び特別支援学校への周知】

- ◆令和4年 3月
 - ・小中高校及び特別支援学校へ配付
- ◆令和4年 5月～
 - ・特別支援教育コーディネーター連絡会、LD等通級指導教室担当者会、地区校長会等において、県教育委員会や発達障がいサポート・マネージャー等より説明

【研修会等での活用】

- ◆教員向け
 - ・特別支援教育コーディネーター
 - ・特別支援学級担任
 - ・通級指導教室担当者 等への研修
- ◆福祉関係者向け
 - ・ケース会議
 - ・相談支援専門員研修会 等
- ◆家族向け
 - ・親の会学習会 等

LDのあるお子さんに対する支援

早めの気づき 適切な学び

No.2

「支援の例」を参考に
みなで「目指す姿」考えよう



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

活用のポイント

- 参考にしていただきたい「Aさんの例」ですので、このとおりではないと申請ができないわけではありません。
 - 合理的配慮の内容によっては検討や準備に時間がかかることもあります。
 - このフローでは、Aさんの志望高校が公立高校である場合を例として作成しました。私立高校の場合は、中学校から該当する学校へ相談してください。
 - AさんはLDですが、その他の障がい、場面緘黙、不登校等、お子さんにより状況は異なります。障がいを理由に不合格になる、不登校だから合理的配慮を受けられない、ということはありません。ご心配な点がございましたら、とにかく早く早めに中学校や関係者(関係機関)に相談してください。
- こんな時はどうすれば…
- ◇実際に高校を見学しない志望高校を決められないのですが、個別に高校見学をお願いすることは可能ですか？
⇒可能です。中学校の教頭先生から見学を希望する高校の教頭先生に見学の依頼をして日程調整をしてください。
 - ◇医師による診断が無いと申請できませんか？
⇒診断が無くても、検査等の結果等から作成された「個別の指導計画」と、どのような合理的配慮を行っていたのかが分かる記録があれば、個別相談及び合理的配慮の申請は可能です。それらが無い場合は申込ができませんので、ご本人に希望がある場合は申請できる状況を早めに整えてください。
 - ◇合理的配慮の申請をしたいと思っている場合は早めに相談を、ということですが、個別相談の申込期限はありますか？
⇒志願受付期間前には合理的配慮の申請が必要となりますので、それまでには個別相談を済ませておく必要があります。いつまでという期限はありませんが、個別相談では、ご本人に合った入試の受け方や高校生活の送り方を関係者で時間をかけて検討する必要があることから、できるだけ早く中学校にご相談ください。

別添資料

読み書きに困難さのあるAさんの「高校入試における合理的配慮」申請フロー

